

# 山口県報

平成18年  
3月31日  
(金曜日)

## 目次

規則

知事の職務の代理に関する規則の一部を改正する規則(人事課)……………一

職員の仕事の設置等に関する規則の一部を改正する規則(人事課)……………一

一般職の職員等の旅費に関する規則施行規則の一部を改正する規則(人事課)……………三

山口県職員日額旅費支給規則の一部を改正する規則(人事課)……………五

職員の勤務時間及び休憩時間等に関する規則の一部を改正する規則(人事課)……………五

現業職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則(人事課)……………六

山口県職員被服等貸与規則の一部を改正する規則(人事課)……………六

公立大学法人山口県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(学事文書課)……………八

山口県条例審議会規則の一部を改正する規則(学事文書課)……………〇

知事が取り扱う個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則(学事文書課)……………一

県立大学の職員の職の設置等に関する規則を廃止する規則(学事文書課)……………一

県立大学に勤務する現業職員の給与に関する規則を廃止する規則(学事文書課)……………一

県立大学に勤務する学校職員の勤務時間等に関する規則を廃止する規則(学事文書課)……………一

山口県立大学学則を廃止する規則(学事文書課)……………二

山口県看護教員修学資金貸付規則を廃止する規則(学事文書課)……………二

自治紛争処理委員の調停の手続に関する規則の一部を改正する規則(市町村課)……………二

訓令

山口県職員健康管理規程の一部を改正する訓令(職員厚生課)……………二

山口県公印規程の一部を改正する訓令(学事文書課)……………三

山口県官報報告規程の一部を改正する訓令(学事文書課)……………三

山口県立大学教員表彰規程を廃止する訓令(学事文書課)……………四

告示

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職に関する告示の一部改正(人事課)……………四



知事の職務の代理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関成

### 山口県規則第六十二号

知事の職務の代理に関する規則の一部を改正する規則

知事の仕事の設置等に関する規則(昭和五十一年山口県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

「農林部、水産部」を「農林水産部」に改める。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関成

### 山口県規則第六十三号

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置等に関する規則(昭和三十六年山口県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一組織上の職の表本庁に関する部分中「局次長」の下に「、危機管理監」を加え、「、主任用地監」及び「、保健技監、水産技監、土木技監」を削り、同表出先機関に関する部分中「、支所長」を削り、別表第一業務上の職の表技術吏員の項中「班長」を「統括班長、班長」に改め、「限る。」の下に「、運転士長」を、「副守衛長」の下に「、調理長、主任技術員、主任運転士、主任機械操作員、主任技能員、主任電気整備員、主任電話交換員、主任ボイラー技士、主任養殖員、主任守衛、主任畜産員、主任調理員、主任農場員、主任道路巡視員、主任病棟員」を加え、「、調理士」を削り、「病とつ員」を「病棟員」に改め、同表その他の職員の項中「、調理士」を削り、「病とつ員」を「病棟員」に改め、別表第一の備考1中「、保健技監、水産技監、土木技

監」を削り、同備考4中、「調理士」を削り、「病とつ員」を「病棟員」に改める。  
別表第二の一の表本庁の項中

局 部 次 長	部長又は局長をたすけ、上司の命を受けて部の事務を整理する。
------------------	-------------------------------

を

局 部 次 長	部長又は局長をたすけ、上司の命を受けて部の事務を整理する。
------------------	-------------------------------

に改め、

危 機 管 理 監	知事の命を受けて危機管理に関する事務を掌理する。
-----------------------	--------------------------

主 任 用 地 監	上司の命を受けて用地に関する事務を掌理する。
-----------------------	------------------------

保 健 技 監	上司の命を受けて保健に関する事務を処理する。
------------------	------------------------

を削り、同表

水 産 技 監	上司の命を受けて水産業に関する事務を処理する。
------------------	-------------------------

土 木 技 監	上司の命を受けて土木に関する事務を処理する。
------------------	------------------------

出先機関の項中

所 長	山口県立総合医療センター、山口県立病院、山口県立静和療養院、山口県立看護学院、山口県立秋看護学校、山口県立看護学校の事務局長を除く。
--------	--

を

所 長	山口県花き振興センターの所長を除く。
所 長	山口県立総合医療センター、山口県立静和療養院、山口県立看護学院、山口県立秋看護学校の事務局長を除く。

に、「山口県立病院静和

庄」を「山口県立こころの医療センター」に、

支 所 長	
分 場 長	
試 験 場 長	
農 場 長	

を

分 場 長	
試 験 場 長	
農 場 長	山口県花き振興センターの所長に限る。

に、「当該支所又は分場」を「当該分場」

に改め、別表第二の二の表技師の項の次に次のように加える。

統 括 班 長	上司の命を受けて複数の班の事務を整理する。
------------------	-----------------------

別表第二の二の表ボイラー技士（ボイラー取扱主任者に限る。）の項の次に次のように加える。

運 転 士 長	運転士を指導監督し、自動車の運転及び整備に関する業務に従事する。
------------------	----------------------------------

別表第二の二の表副守衛長の項の次に次のように加える。

調 理 長	調理員を指導監督し、調理に関する業務に従事する。
主 任 技 術 員	上司の命を受けて技術に関する実務に従事する。
主 任 運 転 士	上司の命を受けて自動車の運転及び整備に従事する。
主 任 機 械 操 作 員	上司の命を受けて機械の操作に従事する。
主 任 技 能 員	上司の命を受けて技能に関する実務に従事する。
主 任 電 気 整 備 員	上司の命を受けて電気施設の整備に関する実務に従事する。
主 任 電 話 交 換 員	上司の命を受けて電話交換の実務に従事する。
主 任 ボ イ ラー 技 士	上司の命を受けてボイラーの取扱いに関する実務に従事する。

主任 養殖員	上司の命を受けて水産物の養殖の実務に従事する。
主任 守衛	上司の命を受けて庁舎内の看守及び整理取締りに従事する。
主任 畜産員	上司の命を受けて家畜の飼養、繁殖管理等に関する実務に従事する。
主任 調理員	上司の命を受けて調理に関する実務に従事する。
主任 農場員	上司の命を受けて農場の整備、作物の生育管理等の実務に従事する。
主任 道路巡視員	上司の命を受けて道路の巡視等の実務に従事する。
主任 病棟員	上司の命を受けて病棟内における傷病者等に対する療養上の世話等の補助的業務に従事する。

別表第二の二の表調理士の項を削り、同表病とつ員の項中「病とつ員」を「病棟員」に、「病とつ内」を「病棟内」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

一般職の職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第六十四号

一般職の職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和二十九年山口県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（特例規定の適用を受けた者の職務の級）

第二条 級別職務区分表に関する告示の一部改正に関する告示（平成十八年山口県人事委員会告示第一号）又は初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成十八年山口県人事委員会規則第一号）附則第六項の規定（以下「特例規定」という。）により引き続きその職の属する職務の級の一級上位の職務の級に在級

する職員に対し旅費を支給する場合には、その者について特例規定の適用はなかつたものとみなす。  
 第二条の二第二号中「十一級」を「九級」に改め、同条第三号中「四級」を「三級」に改める。  
 別表第四及び別表第五を次のように改める。

別表第四（第2条の2関係）

再任用職員以外の職員に係る行政職給料表の各級に相当する職務の級

行政料 職表 給	職表 公給 安料 職表	海 事料 職表 給	研 究 料 職表	医 療 職 給料表(一) 職	医 療 職 給料表(二) 職	医 療 職 給料表(三) 職	教 育 職 給料表(一) 職	教 育 職 給料表(二) 職
7 級	9 級 8 級	6 級 5 級 4 級の13号 給以上	5 級 環境保健研究センター所長、産業技術センター所長、農業試験場長、畜産試験場長、水産研究センター所長の職務に限る。	4 級	7 級 6 級	7 級 6 級	4 級	4 級
6 級	7 級 6 級 5 級	5 級 4 級の13号 給以上	5 級 環境保健研究センター所長、産業技術センター所長、農業試験場長、畜産試験場長、水産研究センター所長の職務を除く。	3 級	6 級 5 級	6 級 5 級	3 級	3 級
5 級			4 級					
4 級	4 級	4 級の12号 給以下	3 級	2 級	5 級	5 級	2 級の33号 給以上	2 級の45号 給以上
3 級	3 級	3 級	2 級 (研究員の職務を除く。)	1 級の13号 給以上	4 級 3 級	4 級 3 級	2 級の25号 給から32号 給まで	2 級の37号 給から44号 給まで
2 級	2 級	2 級の21号 給以上	2 級 (研究員の職務に限る。) 1 級の57号 給以上	1 級の12号 給以下	2 級の33号 給以上 1 級の53号 給以上	2 級の41号 給以上	2 級の9号 給から24号 給まで 1 級の69号 給以上	2 級の21号 給から36号 給まで
1 級	1 級	2 級の20号 給以下 1 級	1 級の56号 給以下		2 級の32号 給以下 1 級の52号 給以下	2 級の40号 給以下 1 級	2 級の8号 給以下 1 級の68号 給以上	2 級の20号 給以下 1 級

備考 1 この表は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員に適用する。

2 学校職員給与条例の適用を受ける者については、この表中「医療職給料表(一)」とあるのは、「医療職給料表」と読み替えて適用する。

再任用職員に係る行政職給料表の各級に相当する職務の級

行政料 職表 給	公給 安料 職表	海 事料 職表 給	研 究 料 職表	医 療 職 給料表(一) 職	医 療 職 給料表(二) 職	医 療 職 給料表(三) 職	教 育 職 給料表(一) 職	教 育 職 給料表(二) 職
7 級	9 級 8 級		5 級 環境保健研究センター所長、産業技術センター所長、農業試験場長、畜産試験場長、水産研究センター所長の職務に限る。	4 級			4 級	4 級
6 級	7 級 6 級 5 級	6 級 5 級	5 級 環境保健研究センター所長、産業技術センター所長、農業試験場長、畜産試験場長、水産研究センター所長の職務を除く。	3 級	7 級 6 級	7 級 6 級	3 級	3 級

5 級			4 級						
4 級	4 級	4 級	3 級	2 級	5 級	5 級	5 級	2 級	2 級
3 級	3 級	3 級	2 級 (研究員の職務を除く。)	1 級	4 級 3 級	4 級 3 級			
2 級	2 級	2 級	2 級 (研究員の職務に限る。)		2 級	2 級			
1 級	1 級	1 級	1 級		1 級	1 級	1 級	1 級	1 級

備考 1 この表は、再任用職員に適用する。  
 2 学校職員給与条例の適用を受ける者については、この表中「医療職給料表」とあるのは、「医療職給料表」と読み替えて適用する。

附則

- (施行期日)  
 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。  
 (経過措置)  
 2 改正後の一般職の職員等の旅費に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に出發する旅行から適用し、同日前に出發した旅行については、なお従前の例による。

山口県職員日額旅費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第六十五号

山口県職員日額旅費支給規則の一部を改正する規則

山口県職員日額旅費支給規則(昭和四十一年山口県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「水産部漁政課」を「農林水産部水産振興課」に改める。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

職員の勤務時間及び休憩時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第六十六号

職員の勤務時間及び休憩時間等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休憩時間等に関する規則(昭和二十八年山口県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和二十八年山口県条例第十一号」の下に「。以下「条例」という。」を加える。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

第六条 所属長は、次に掲げる職員(第一号及び第二号に掲げる職員にあつては、職員  
 の配偶者で第一号又は第二号に規定する子の親であるものが、常態として当該職員を養  
 育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除  
 く。)から請求があつた場合においては、第二号及び第四条の規定にかかわらず、そ  
 の者の始業及び終業の時刻を知事が別に定める特定の時刻とし、並びに休憩時間を別  
 に定めることができる。





務する職員 (農業指導員 及指導員を除く。)	〃	(下)(冬用)	2年	
	〃	(〃)(夏用)	2年	
その他の職員 (他の項の規 定により被 服等を貸与 する職員を 除く。)	雨 傘	防 寒 衣	4年	
	雨 がつば	雨 がつば	3年	
	地 下 足 袋	トム長ぐつ	1年	
	作 業 服(上)	トム長ぐつ	1年	
	〃	〃	3年	

別表第一の41の項を次のように改める。

41	削	除
----	---	---

別表第一の41の2の項及び41の3の項を削り、同表42の項及び43の項を次のように改める。

42	削	除
43	削	除

別表第一の46の項中「土木建築部監理課」を「土木建築部技術管理課」に改め、同表59の項及び60の項を次のように改める。

59	削	除
60	削	除

別表第一の65の項中「調理師又は」を削り、同表67の項中

トム長ぐつ	2年	栽培漁業センターに勤務する職員については、期間を6月とする。
尺八トム長ぐつ	2年	

トム長ぐつ	2年	〃を削り、同表70の項中「病とう員」
尺八トム長ぐつ	2年	

を「病棟員」に、「山口県立病院静和荘」を「山口県立こころの医療センター」に改める。

別表第二の鑑査の欄中「総務部消防防災課」を「総務部防災危機管理課」に、「農林部林政課」を「農林水産部森林企画課」に改める。

庁務員又は用務員の職にある職員(男)	トム長ぐつ
--------------------	-------

を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の山口県職員被服等貸与規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により職員に貸与されている被服等は、改正後の山口県職員被服等貸与規則(以下「改正後の規則」という。)の相当規定により貸与されたものとみなす。この場合において、改正前の規則の規定により職員に貸与されていた被服等の貸与期間を改正後の規則の規定により職員に貸与されたものとみなされる被服等の貸与期間に通算する。

公立大学法人山口県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第六十九号

公立大学法人山口県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。)第二十二条第二項、第二十六条第一項、同条第二項第七号、第二十七条第一

項、第二十八条第一項、第二十九条第一項、第三十条第一項、第三十四条第一項及び第四項、第四十条第七項並びに第四十六条の規定に基づき、公立大学法人山口県立大学（以下「法人」という。）の業務運営並びに財務及び会計について必要な事項を定めるものとする。

（業務方法書の記載事項）

第二条 法第二十二條第二項の業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 業務運営に関する基本方針
- 二 業務委託の基準
- 三 競争入札その他契約に関する基本的な事項
- 四 その他法人の業務の執行に関し必要な事項

（料金の上限の認可の申請）

第三条 法人は、法第二十三條第一項の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 料金の種類及び上限
- 二 料金の上限の額の設定の根拠
- 三 料金の上限の範囲内において現実に徴収しようとする料金の額
- 四 料金の上限を変更しようとする場合にあっては、その理由

（中期計画の認可の申請）

第四条 法人は、法第二十六條第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、同項の中期計画（以下「中期計画」という。）の期間の最初の事業年度の開始の日から三十日前までに、申請書に当該中期計画を添えて知事に提出しなければならない。

2 法人は、法第二十六條第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、当該変更の内容及びその理由を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

（中期計画に定める事項）

第五条 法第二十六條第二項第七号の規則で定める業務運営に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置
- 二 業務運営に関する重要事項に関する目標を達成するためとるべき措置
- 三 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置
- 四 法第四十条第四項の承認を受けた金額の使途
- 五 その他法人の業務運営に関し必要な事項

（年度計画）

第六条 法第二十七條第一項の年度計画においては、中期計画において定められた事項のうち当該事業年度において実施すべき事項を定めなければならない。

2 法人は、前項の年度計画を変更したときは、当該変更の内容及びその理由を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

（各事業年度に係る業務の実績の報告）

第七条 法人は、法第二十八條第一項の規定による評価を受けようとするときは、事業年度の終了後三月以内に、当該事業年度の年度計画において定められた事項ごとにその実績を記載した報告書を山口県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）に提出しなければならない。

（中期目標に係る事業報告書の記載事項）

第八条 法第二十九條第一項の事業報告書には、中期目標において定められた事項ごとに、当該中期目標の期間における業務の実績を記載しなければならない。

（中期目標に係る業務の実績の報告）

第九条 法人は、法第三十條第一項の規定による評価を受けようとするときは、中期目標の期間の終了後三月以内に、当該中期目標において定められた事項ごとに当該中期目標の期間における業務の実績を記載した報告書を評価委員会に提出しなければならない。

（財務諸表）

第十条 法第三十四條第一項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成十六年総務省告示第二百二十一号。以下「会計基準」という。）に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービスマス実施コスト計算書とする。

（財務諸表等の閲覧の期間）

第十一条 法第三十四條第四項の規則で定める期間は、六年とする。

（法第四十条第三項の規定による承認の申請）

第十二条 法人は、法第四十条第三項の規定による承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 承認を受けようとする額
- 二 前号の額を充てようとする剰余金の使途
- 2 前項の申請書には、法第四十条第一項に規定する残余がある事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他知事が必要と認める書類を添えなければならない。

（法第四十条第四項の規定による承認の申請）

第十三条 法人は、法第四十条第四項の規定による承認を受けようとするときは、当該

中期目標の期間の次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 承認を受けようとする金額
- 二 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の知事が必要と認める書類を添えなければならない。

(納付金の納付の手續)

第十四条 法人は、法第四十条第六項に規定する残余があるときは、当該規定による納付金の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添えて、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを知事に提出しなければならない。

(短期借入金金の認可の申請)

第十五条 法人は、法第四十一条ただし書又は同条第二項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 借入れ又は借換えを必要とする理由
- 二 短期借入金金の額
- 三 借入先
- 四 短期借入金金の利率
- 五 短期借入金金の償還の方法及び期限
- 六 利息の支払の方法及び期限
- 七 その他知事が必要と認める事項

(重要な財産の処分等の認可の申請)

第十六条 法人は、法第四十四条第一項の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 譲渡し、又は担保に供しようとする土地の所在、地番、地目及び地積又は建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
  - 二 譲渡し、又は担保に供しようとする土地又は建物の適正な見積価額
  - 三 譲渡の対価、担保の提供に係る債権の価額その他の取引条件
  - 四 譲渡又は担保の提供の方法
  - 五 譲渡又は担保の提供をしても法人の業務の運営に支障がないと認める理由
- (県の出資に係る土地及び建物の譲渡等に関する協議)

第十七条 法人は、県の出資に係る土地及び建物の全部又は一部を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

- 2 前項の協議は、次に掲げる事項を記載した文書でしなければならない。
  - 一 譲渡し、又は担保に供しようとする土地の所在、地番、地目及び地積又は建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
  - 二 譲渡し、又は担保に供しようとする土地又は建物の適正な見積価額

(特定償却資産の指定)

第十八条 知事は、法人が業務のために取得しようとしている償却資産についてその減価に対応する収益を得ることが見込まれないと認められる場合には、当該償却資産を特定償却資産(会計基準第二章第十一節第八十四の規定により、減価償却相当額を損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額する償却資産をいう。)として指定するものとする。

- 2 前項の規定による指定は、法人が償却資産を取得するまでの間に限り行うことができるものとする。

附 則

- 1 (施行期日) この規則は、平成十八年四月一日から施行する。
- (経過措置)
- 2 法人の成立後最初の中期計画については、第四条第一項中「同項の中期計画(以下「中期計画」という。)の期間の最初の事業年度の開始の日の三十日前までに」とあるのは、「法人の成立後遅滞なく」とする。
- 3 法第六十六条の規定により法人が承継した権利に係る財産のうち償却資産については、この規則の施行の日に、第十八条第一項の規定による指定があつたものとみなす。

山口県条例審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第七十号

山口県条例審議会規則の一部を改正する規則

山口県条例審議会規則(昭和二十九年山口県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項ただし書を次のように改める。  
ただし、一定の期間内に限つてその職務を行わせることが必要である場合には、二年未満の任期を定めて任命することを妨げない。

第四条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 補欠の委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

### 山口県規則第七十一号

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成十四年山口県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表山口県立大学（大学院を含む。）の入学試験（編入学試験を含む。）の成績の項を削り、同表行政書士試験の成績の項中「地域振興部市町村課」を「地域振興部市町村課」に改め、同表准看護師試験の成績の項中「健康福祉部医務課」を「健康福祉部医務保険課」に改め、同表介護支援専門員実務研修受講試験の成績の項中「健康福祉部高齢保健福祉課」を「健康福祉部長寿社会課」に改め、同表職業訓練指導員試験の成績の項から山口県立西部高等産業技術学校の入学選考試験の成績の項までの規定中「商工労働部雇用・能力開発課」を「商工労働部労働政策課」に改め、同表農業管理指導士認定試験の成績の項を削り、同表農業機械二級技能検定試験の成績の項中「農林部生産流通課」を「農林水産部農業振興課」に改め、同項の次に次のように加える。

農業管理指導士認定試験の成績	合格発表の日から 一月	農林水産部農業振興課
----------------	----------------	------------

別表家畜人工授精に関する講習会の修業試験の成績の項及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験の成績の項中「農林部畜産課」を「農林水産部畜産振興課」に改める。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

県立大学の職員の職の設置等に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

### 山口県規則第七十二号

県立大学の職員の職の設置等に関する規則を廃止する規則

県立大学の職員の職の設置等に関する規則（昭和三十六年山口県規則第七十二号の二）は、廃止する。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

県立大学に勤務する現業職員の給与に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

### 山口県規則第七十三号

県立大学に勤務する現業職員の給与に関する規則を廃止する規則

県立大学に勤務する現業職員の給与に関する規則（昭和三十七年山口県規則第九号）は、廃止する。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

県立大学に勤務する学校職員の勤務時間等に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

### 山口県規則第七十四号

県立大学に勤務する学校職員の勤務時間等に関する規則を廃止する規則

県立大学に勤務する学校職員の勤務時間等に関する規則（昭和四十六年山口県規則第七十五号）は、廃止する。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

山口県立大学学則を廃止する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第七十五号

山口県立大学学則を廃止する規則

山口県立大学学則（昭和五十年山口県規則第二十二号）は、廃止する。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

山口県看護教員修学資金貸付規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第七十六号

山口県看護教員修学資金貸付規則を廃止する規則

山口県看護教員修学資金貸付規則（平成四年山口県規則第三十七号）は、廃止する。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

自治紛争処理委員の調停の手續に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第七十七号

自治紛争処理委員の調停の手續に関する規則の一部を改正する規則

自治紛争処理委員の調停の手續に関する規則（昭和二十八年山口県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「市町村」を「市町」に改める。

第十一条中「地域振興部市町村課」を「地域振興部市町課」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十一条の改正規定は、平成十八年四月一日から施行する。



山口県訓令第5号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関  
山口県労働委員会事務局

山口県職員健康管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県職員健康管理規程の一部を改正する訓令

山口県職員健康管理規程（昭和五十年山口県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「政策企画課、消防防災課」を「防災危機管理課」に、「市町村課」を「観光交流課」に改め、「、児童家庭課」を削り、「、観光交流課及び雇用・能力開発課」を「及び農林水産政策課」に、「政策企画課（危機管理室を含む。）、消防防災課」を「防災危機管理課」に、「民間空港再開推進室」を「中山間地域づくり推進室、民間空港再開推進室及び国体準備室」に、「市町村課（市町村合併推進室）」を「観光交流課（交通運輸対策室）」に改め、「地域安心・安全推進室」の下に「及び人権対策室」を加え、「人権対策室及び国保医療指導室」を「指導監査室」に改め、「、児童家庭課（少子化対策推進室を含む。）」を削り、「観光交流課（交通運輸対策室を含む。）」

雇用・能力開発課（技能五輪・アビリンピック推進室）を「農林水産政策課（団体指導室及び流通企画室）」に改める。  
第十条第二項の表中「山口県立病院静和荘」を「山口県立こころの医療センター」に改める。

附則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

山口県訓令第六号

山口県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

山口県公印規程の一部を改正する訓令

山口県知事 二井 関 成

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

山口県公印規程（昭和三十一年山口県訓令第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中	知事印	二七	一九	学事文書課長 東京事務所長 大阪事務所長 下関農林事務所長 土木事務所長 下関水産振興局長	二個 各一個
-------	-----	----	----	--	-----------

知事印	二七	一六	学事文書課長 東京事務所長 大阪事務所長 下関農林事務所長 土木事務所長 下関水産振興局長	二個 各一個
-----	----	----	--	-----------

知事職務代理者印	二七	一九	学事文書課長 東京事務所長 大阪事務所長 下関農林事務所長 土木事務所長 下関水産振興局長	二個 各一個
----------	----	----	--	-----------

を

に、

を

「会計課主査」に、「山口県立病院静和荘企業出納員」を、「山口県立こころの医療センター企業出納員」に、

知事職務代理者印	二七	一六	学事文書課長 東京事務所長 大阪事務所長 下関農林事務所長 土木事務所長 下関水産振興局長	二個 各一個
----------	----	----	--	-----------

に、「会計課長補佐」を

九	学事文書課長 地域政策課長 県民生活課長 厚政課長 商政課長 労政課長 農政課長 漁政課長 監理課長	一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個
---	--	--

を

八	学事文書課長 地域政策課長 県民生活課長 厚政課長 商政課長 労働政策課長 農林水産政策課長 監理課長	一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個
---	--	--

に、

「六一」を「五八」に、「五八課長」を「五五課長」に、

危機管理室長 岩国基地沖合移設 対策室長 民間空港再開推進 室長 市町村合併推進室 長 地域安心・安全推 進室長 県史編さん室長 国民文化祭推進室 長 人権対策室長 国保医療指導室長 少子化対策推進室 長 企業立地推進室長 交通運輸対策室長 技能五輪・アビリ ンピック推進室長	一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個
---	--

を

岩国基地沖合移設 対策室長 中山間地域づくり 推進室長 民間空港再開推進 室長 国体準備室長 交通運輸対策室長 地域安心・安全推 進室長 人権対策室長 県史編さん室長 国民文化祭推進室 長 指導監査室長 企業立地推進室長 団体指導室長 流通企画室長	一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個
---	--

に、「一六」を

「一二」に改める。  
別表第二中「消防防災課長」を「防災危機管理課長」に改める。  
別表第三中「山口県立病院静和荘企業出納員」を「山口県立こころの医療センター企業出納員」に改める。

附 則  
この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

**山口県訓令第七号**

山口県官報報告規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平 成 十 八 年 三 月 三 十 一 日

山口県知事 二井 関 成

山口県官報報告規程の一部を改正する訓令

山口県官報報告規程（昭和二十九年山口県訓令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号口中「市町村」を「市町」に改める。

別表中「市町村課長」を「市町課長」に改める。

別記第十一号様式中「町・村」を「町」に改める。

附 則

この訓令は、平成十八年三月三十一日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成十八年四月一日から施行する。

**山口県訓令第八号**

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

山口県立大学教員表彰規程を廃止する訓令を次のように定める。

平 成 十 八 年 三 月 三 十 一 日

山口県知事 二井 関 成

山口県立大学教員表彰規程を廃止する訓令

山口県立大学教員表彰規程（昭和五十二年山口県訓令第一号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。



**山口県告示第九十八号**

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職に関する告示（昭和四十四年山口県告示第二百七十七号）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から施行する。

平 成 十 八 年 三 月 三 十 一 日

山口県知事 二井 関 成

第一号中「電気技監」を「企画監」に改める。

平成十八年三月三十一日印刷  
平成十八年三月三十一日発行

発行人 山口県庁  
山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）